

別表 1

実績評価及び技術提案評価の基準

評価項目		評価内容	評価ポイント	配点	様式	
実績評価 (企業の能力)	代表構成員の 同種工事①の 施工実績	元請けとしての同種工事①の 施工実績を評価する。 平成 25 年 4 月 1 日以降に完成 し、公告の日までに引渡しを 完了した工事を対象とする。	官公庁等発注の同種工事①の 実績あり	1	4	別記 様式 第 1 号
			上記以外	0		
	代表構成員の 同種工事②の 施工実績	元請けとしての同種工事②の 施工実績を評価する。 平成 25 年 4 月 1 日以降に完成 し、公告の日までに引渡しを 完了した工事を対象とする。	官公庁等発注の同種工事②の 実績あり	1		
			上記以外	0		
	代表構成員の ISO 取得状況	ISO9001 及び ISO14001 の取得 状況を評価する。	ISO9001 及び ISO14001 の両方 を取得	1		
			いずれか一方のみ取得	0.5		
			取得なし	0		
	構成員の ISO 取得状況	ISO9001 及び ISO14001 の取得 状況を評価する。	ISO9001 及び ISO14001 の両方 を取得	1		
いずれか一方のみ取得			0.5			
取得なし			0			
実績評価 (配置技術者の能力)	代表構成員の 同種工事①の 施工経験	同種工事①の元請けの主任技 術者又は監理技術者として施 工した経験を評価する。 平成 25 年 4 月 1 日以降に完成 し、公告の日までに引渡しを 完了した工事を対象とする。	官公庁等発注の同種工事①の 実績あり	2	6	別記 様式 第 2 号
			上記以外	0		
	代表構成員の 同種工事②の 施工経験	同種工事②の元請けの主任技 術者又は監理技術者として施 工した経験を評価する。 平成 25 年 4 月 1 日以降に完成 し、公告の日までに引渡しを 完了した工事を対象とする。	官公庁等発注の同種工事①の 実績あり	2		
			上記以外	0		
	代表構成員の 継続教育(CPD) の取組状況	令和 4 年 4 月 1 日から公告の 日までににおける発注工種に係 る団体が提供する継続教育 (CPD) について評価する。	あり (推奨単位以上)	1		
			上記以外	0		
	構成員の継続 教育(CPD) の取組状況	令和 4 年 4 月 1 日から公告の 日までににおける発注工種に係 る団体が提供する継続教育 (CPD) について評価する。	あり (推奨単位以上)	1		
			上記以外	0		

技術提案評価	施工計画	躯体工事の品質確保について評価する。	躯体工事の現場打ちコンクリート打設における豆板、空洞、コールドジョイント対策の施工計画について評価する。	6	20	別記 様式 第3号
	施工中の対策	工事中の周辺道路や住環境への影響への交通対策や安全対策等について評価する。	通学児童や歩行者への工事における安全対策、西側道路におけるインフラ設備の接続工事における交通対策、工事車両の通行や施工による振動や騒音、土埃などに対する周辺住環境への対策についての提案を評価する。	6		
	地域への貢献	地元企業への発注について評価する。	地元企業の受注機会の確保や育成を図るための本工事に係る地元企業の活用提案について、その提案内容や具体的な発注予定金額、業種、企業数を評価する。 ※地元企業とは本市に本社又は本店を有する企業とする。	8		
配点合計				30		

- (1) 同種工事①は「鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,500㎡以上の消防庁舎の建築一式工事」とする。ただし、新築又は増築（増築に係る延床面積が1,500㎡以上のものに限る。）を対象とし、改修は含まない。
- (2) 同種工事②は「15m以上の中高層建物を含む複合型訓練施設の建築一式工事」とする。ただし、新築又は増築（増築に係る部分が15m以上の中高層建物を含む複合型訓練施設であるものに限る。）を対象とし、改修は含まない。
- (3) 官公庁等とは、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1号に規定する法人（日本道路公団等、同条同号に規定する法人の組織改編前の法人を含む）又は地方公共団体をいう。
- (4) ISO9001は品質マネジメントシステムに関する国際規格。
- (5) ISO14001は環境マネジメントシステムに関する国際規格。
- (6) 配置予定技術者は、入札公告に掲げる工事に専任で配置する技術者とする。また、総合評価落札方式での配置予定技術者の変更については、技術者の評価の関係上、休職や退職等の特別な事情を除き、技術資料提出後の変更はできない。
- (7) 継続教育（CPD）の取組状況については、建築士及び建築施工管理技士に係る資格を対象とし、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明の提出を以てこれを算定する。